

『平成17年度施策実施状況調書』

施策名	国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用	担当部局名	行政管理局管理官 (情報)				
上位政策との関係(上位政策目標への貢献)	<p>「行政の透明性の向上と信頼性の確保」という政策を進めるためには、国の行政機関及び独立行政法人等における情報公開制度及び個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用を図ることが重要である。</p> <p>このため、本施策においては、次の諸法律の施行状況を主な指標として設定し、運用状況を把握する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○行政機関の保有する情報に関する法律(平11法42。「行政機関情報公開法」)</li> <li>○独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平13法140。「独法情報公開法」)</li> <li>○行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律(昭63法95。「昭63行政機関個人情報保護法」(注))</li> </ul> <p>(注)平成17年4月以降は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平15法58。「行政機関個人情報保護新法」)及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平15法59。「独法個人情報保護法」)が施行される。</p>						
主な指標の状況	主な指標等	目標値	目標年度	13年度	14年度	15年度	
	各府省における情報公開・個人情報保護制度の施行状況	行政機関情報公開法の施行状況					
		開示請求の件数	—	—	48,670件	59,887件	73,348件
		開示決定等の件数	—	—	44,734件	59,203件	68,867件
		不服申立ての件数	—	—	1,359件	914件	1,158件
		(注)上記については、一部を除いてほとんどすべて(約99.5%)が開示決定等の期間内に開示決定等がされている。また、不服申立てについては、審査会の答申が蓄積されつつあり、個別具体の事案に即した解釈・運用に当たったの資産として価値を有している。					
	独法情報公開法の施行状況	—	—	同法における開示請求は15年度5,821件、開示決定等は同5,484件、不服申立ては同77件			
	行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律の施行状況	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・官報公示対象個人情報ファイル(総務省に通知され、官報に公示されている個人情報ファイル)は、平成16年8月現在、24行政機関の2,204ファイル</li> <li>・個人情報ファイルの保有目的以外の目的のための利用・提供(同法第9条第2項)は、8行政機関の32個人情報ファイル</li> <li>・4行政機関の5個人情報ファイルについて1,306件の開示請求があり、一部を不開示とした140件を除き全部開示</li> </ul>			
予算執行を主とするもの	該当なし						
施策の主な実施手段の状況	項目	概要					
	情報公開法の制度運営に関する検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政機関情報公開法及び独法情報公開法のこれまでの施行状況を踏まえて検討した結果に基づき必要な措置を講ずるため、「情報公開法の制度運営に関する検討会」を開催(16年4月から17年3月まで)し、両法の制度運営の全般について検討し、制度面を含め改善措置を要する事項等を整理(17年3月報告)</li> </ul>					
情報提供等を主とするもの、その他	項目	概要					
	行政機関個人情報保護法の施行状況調査結果の公表	<p>昭63個人情報保護法の施行状況調査(平成15年度)を実施・公表(17年1月)。</p>					
(業務改善の取組状況)							

『平成17年度施策実施状況調書』

<p>本施策に関する課題等の状況</p>	<p>(課題等の状況) 情報公開法の制度運営について、「情報公開法の制度運営に関する検討会」報告を受けて、必要な改善措置を講じることにより、より良い制度として発展させるよう取り組むことが必要 この目標達成に向けて、本施策の推進のための予算措置及び体制の充実が課題</p>	<p>③</p>	<p>③</p>	<p>③</p>
	<p>行政機関個人情報保護法及び独法個人情報保護法の適正かつ円滑な施行の確保が必要 この目標達成に向けて、本施策の推進のための予算措置の充実が課題</p>	<p>③</p>	<p>制</p>	<p>③</p>
<p>本施策に関する専門家の意見等</p>	<p>・「情報公開法の制度運営に関する検討会(小早川光郎氏(東大教授)、藤原静雄氏(筑波大教授)ほか)」における議論及び同検討会の報告(平成17年3月29日)を本施策の課題の抽出等に活用した。 ・「行政機関等の保有する個人情報の保護に関する法制の充実強化について－電子政府の個人情報保護－(平成13年10月26日行政機関等個人情報保護法制研究会報告)」 (注)当該報告は、必ずしも政策の実績評価を行うに当たって学識経験者の知見の活用を図ったものではないが、行政機関個人情報保護法等の新たな制度の企画立案に当たっての重要文書であるので掲記した。</p>			
<p>本施策に関する主な資料</p>	<p>・「情報公開法の制度運営に関する検討会報告」(平成17年3月29日) <a href="http://www.soumu.go.jp/s-news/2005/050329_1.html">http://www.soumu.go.jp/s-news/2005/050329_1.html</a> ・平成15年度における情報公開法の施行の状況について(平成16年9月14日総務省行政管理局) <a href="http://www.soumu.go.jp/gyoukan/kanri/jyohokokai/jyohou_sikou15.html">http://www.soumu.go.jp/gyoukan/kanri/jyohokokai/jyohou_sikou15.html</a> ・平成15年度行政機関個人情報保護法施行状況調査結果報告書(平成17年1月総務省行政管理局) <a href="http://www.soumu.go.jp/gyoukan/kanri/kojinhogo2003/index.html">http://www.soumu.go.jp/gyoukan/kanri/kojinhogo2003/index.html</a></p>			